

国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所内講師選考規則

〔 令和6年5月13日
規則第47号 〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所にとって必要な人材を確保し、活躍の機会を与えるために、生体材料工学研究所の助教のうち、生体材料工学研究所の教育、研究上、特に必要と認められる者に対し、国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所内講師の名称を付与することとし、選考については、この規則の定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 生体材料工学研究所内講師の名称を付与できる者は、現在助教として3年以上専攻分野について教育、研究に従事し、かつ、本学の講師と同等の資格があると認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要と認めた者については、生体材料工学研究所内講師の名称を付与することができる。

3 その他、生体材料工学研究所内講師の選考について、必要な事項は別に定める。

(選考の方法)

第3条 生体材料工学研究所内講師の選考は、生体材料工学研究所教授会の議に基づき、所長が行う。

(呼称)

第4条 生体材料工学研究所内講師として選考された者は、生体材料工学研究所内講師と称することができる。

2 生体材料工学研究所内講師の名称を付与された者は、これに紛らわしい名称を使用することはできない。

(付与の期間)

第5条 生体材料工学研究所内講師の名称付与の期間は1年とし、更新を妨げない。

2 前項の場合において、名称付与の期間は当該年度を超えることはできない。

(文書による明示)

第6条 生体材料工学研究所内講師を称せしめる場合には、別紙様式の文書にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

(付与の取消し)

第7条 生体材料工学研究所内講師の名称を付与された者が第2条第1項に定める要件を満たさなくなつた場合は、付与を取り消すものとする。

2 所長は、生体材料工学研究所内講師の名称を付与された者が国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第43条に定める懲戒の事由に該当する行為があつたと判断した場合は、教授会の意見を聴いて、生体材料工学研究所内講師の名称付与を取り消すことができる。

附 則

この規則は、令和6年5月13日から施行する。

別紙様式(第6条関係)



(氏名)

国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所内講師の名称
を付与する

付与の期間は 年 月 日までとする

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所長